

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号
都道府県 所在 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号

法人番号

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称			事業の所在地 (電話番号)			協定の有効期	
労働者派遣事業 (食料品製造業)		株式会社 パートマイスター			(〒289-1513) 千葉県山武市松尾町 猿尾2-2-3 MSビル2階202号室 (電話番号: 0479-74-8099)			令和6年10月1日 ~令和7年9月30日	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長すること ができる時間数		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)		
				1日	1箇所 (①については45時間まで、②については42時間まで)	起算日 (年月日)	令和6年10月1日		
	別紙 (労使協定書) のと おり	別紙のと おり	別紙のと おり	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	別紙のと おり	
	① 下記②に該当しない労働者			7時間45分	別紙のと おり				
				8時間00分					
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させること ができる 法定休日の日数		労働させること ができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	別紙のと おり	別紙のと おり	別紙のと おり	毎週2日	別紙のと おり		別紙のと おり		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超過した労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数 と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数 と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	6時間		別紙のとおり	80時間		別紙のとおり	720時間		別紙のとおり
限度時間を超過して労働させる場合における手続		労働者代表に対する事前の申し入れ									
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ① ②	(具体的内容) 別紙のとおり								
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>											

協定の成立年月日 令和6年 11月 20日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 従業員代表
氏名 大木 圭子



協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 従業員の投票による選挙 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和6年 11月 20日

使用者 職名 株式会社パートマイスター代表取締役
氏名 飯田 由美



労働基準監督署長殿

時間外労働及び休日労働に関する労使協定書

株式会社パートマイスターと労働者代表 大木 圭子 は、労働基準法第36条第1項に基づき、法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び法定休日の労働（以下「休日労働」という。）に関し、以下のとおり協定する。

（時間外・休日労働を必要とする場合）

第1条 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則の規定に基づき、時間外・休日労働を命ずることができるものとする。

- ① 受注が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- ② 臨時の受注や納期の変更等により必要があるとき
- ③ 決算期及び中間決算期等、季節的に業務が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- ④ 月内、期末等、納品検査、棚卸、代金回収、経理事務等が繁忙なとき
- ⑤ 対外的な事情などにより時間外に行わざるを得ない業務のため必要あるとき
- ⑥ その他前各号に準ずる事由が生じたとき

（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び従業員数）

第2条 時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び従業員数は次のとおりとする。

- ① 営業 5人
- ② 事務 3人
- ③ 清掃 3人
- ④ 製造 30人
- ⑤ 組立 5人
- ⑥ 加工 5人
- ⑦ 検査 5人

（時間外労働時間及び休日労働日数）

第3条 この協定によって延長できる時間外労働の限度は、次のとおりとする。

業務の種類	1日	1か月	1年
営業	5時間	45時間	360時間
事務	5時間	45時間	360時間
清掃	5時間	45時間	360時間
製造	5時間	45時間	360時間
組立	5時間	45時間	360時間
加工	5時間	45時間	360時間
検査	5時間	45時間	360時間

2 この協定によって労働することができる休日労働日数の限度並びに始業、終業時刻は次のとおりとする。ただし、業務の進捗状況により、あらかじめ指定して、この時間を短縮することがある。

業務の種類	1か月	①	②	始業、終業時間
営業	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
事務	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
清掃	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
製造	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
組立	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
加工	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
検査	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間

(特別条項)

- 第4条 通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、1日あたりの時間外労働は6時間まで延長でき、1か月45時間を超える時間外労働は、1年間で6回まで可能とする。1年間の延長時間の限度は720時間とする。なお、延長時間が1か月の限度基準(45時間)を超えた場合または1年の限度基準(360時間)を超えた場合の割増賃金率は25%とする。
- 2 前項に定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1か月について100時間未満とし、かつ2か月から6か月までを平均して80時間を超過しないものとする。
- 3 限度時間を超えて労働させる場合については、労働者代表者に対する事前申入れにより行うものとする。

(健康および福祉の確保)

- 第5条 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するために、以下の各号に定める措置を講ずるものとする。
- ① 対象労働者に対しては一定時間の休憩を与える
 - ② 終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保するために1時間の勤務間インターバルを設定
 - ③ 職場での時短対策会議の開催

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までとする。

令和 6年 11月 20日

使用者職氏名 株式会社 パートマイズ
代表取締役 飯田由美



労働者代表 大木 圭子

